

(鶴保庸介君外十名発議)

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議

去る三月十六日、北朝鮮は四月十二日から十六日の間に人工衛星を打ち上げると発表した。

北朝鮮は、二〇〇九年四月にも人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射している。今回、北朝鮮が発表したような発射が強行されれば、弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、第一七一八号及び第一七八四号に違反し、国際社会の意思を再三無視した挑発的行為の繰り返しとなる。

我が国は、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、我が國のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できないことから、発射予告に対して断固たる抗議の意思を表明する。

本院は、政府が発射に備えて万全の体制を構築し、あわせて米国や韓国を始めとする世界各国、国際機関と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働き掛けを継続強化するとともに、北朝鮮が国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。